

# 福岡市高速鉄道タッチ決済乗車取扱要綱

( 令和4年5月18日 )  
( 管理者達第7号 )

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。）第23条第3項及び第6項の規定に基づき、タッチ決済を使用した乗車に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タッチ決済 近距離無線通信規格であるNFC TypeA/Bを活用したEMVコンタクトレス決済のことをいう。
- (2) タッチ決済カード等 タッチ決済を使用して福岡市高速鉄道に乗車することができるカード又はカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- (3) タッチ決済リーダ等 タッチ決済カード等から情報を読み取るための装置のことをいう。
- (4) 発行者 タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう。
- (5) 管理サーバ タッチ決済カード等のID、タッチ決済カード等を使用して乗車した場合の入出場情報等を管理するサーバのことをいう。

2 福岡市高速鉄道乗車料金等条例（以下「条例」という）、施行規程又はこの要綱に定めのない用語の定義については、その他の関連する規程等の規定によるものとする。

(取扱区間)

第3条 乗客は、次に掲げる駅を相互発着する場合に、タッチ決済カード等を利用することができる。

天神駅、中洲川端駅、祇園駅、博多駅、東比恵駅、福岡空港駅及び呉服町駅

(乗車)

第4条 タッチ決済カード等を用いた乗車は、駅相互間を乗車する目的での乗車に限るものとする。

2 タッチ決済カード等を用いて乗車することができる者は、条例第2条第1項に定める大人に限るものとする。

- 3 タッチ決済カード等を用いた乗車に際しては、タッチ決済リーダ等を用いて情報を読み取ることにより、乗車処理を行う。
- 4 施行規程第3条第1項の規定に関わらず、乗客は、前項に規定する乗車処理が行われたときから列車に乗車することができる。
- 5 機器の故障、通信障害、乗客又は発行者の都合等により、前項に規定する乗車処理ができない場合、タッチ決済カード等を使用して乗車することはできない。

(乗車料金)

第5条 タッチ決済カード等を用いて乗車した者からは、乗車区間に応じ、施行規程第10条第1号に規定する大人普通料金を収受する。

- 2 タッチ決済カード等による乗車により発生した乗車料金は、当該発行者が、福岡市交通局に立替払いをするものとする。
- 3 前項の立替払いにより、発行者は、タッチ決済カード等により乗車した者に対して、求償債権を取得するものとする。
- 4 タッチ決済カード等による乗車により発生した料金債権は、1日単位で集計するものとする。
- 5 発行者からタッチ決済カード等により乗車した者に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(乗車券)

第6条 タッチ決済カード等により乗車する場合、乗車処理を行ってから降車処理を行うまでの間、当該タッチ決済カード等を乗車券として取り扱う。

- 2 前項の規定に基づき乗車券として取り扱われるタッチ決済カード等を紛失した場合、乗車処理を行った駅から降車する駅までの区間の大人普通料金を収受する。

(乗車の効力)

第7条 タッチ決済カード等による乗車は、片道1回の乗車に限り、有効とする。

- 2 タッチ決済カード等による乗車に際しては、1つのタッチ決済カード等につき、同時に1人のみ、乗車処理を行うことができる。
- 3 1つのタッチ決済カード等について、降車処理が行われるまでの間は、新たな乗車処理を行うことはできない。
- 4 タッチ決済カード等による乗車は、乗車処理を行った当日限り有効とする。
- 5 タッチ決済カード等による乗車は、途中下車の取扱いをしない。

(禁止事項)

第8条 タッチ決済カード等による乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとする。

- (1) 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済カード等を同時に使用すること。
- (2) 乗車以外の目的で乗車処理を行うこと。
- (3) 他の乗車券と併用して使用すること。

- (4) 有効期限の定めがあるタッチ決済カード等について、当該有効期限外に使用すること。
- (5) タッチ決済カード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外が当該タッチ決済カード等を使用すること。
- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたタッチ決済カード等を使用すること。
- (7) 利用可能枠があるタッチ決済カード等について、利用可能枠を超えてタッチ決済カード等を使用すること。
- (8) 使用制限又は使用停止の措置を受けたタッチ決済カード等を使用すること。

(乗車の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、タッチ決済カード等による乗車は、無効とする。

- (1) 乗車処理後のタッチ決済カード等を、他人から譲り受けて利用した場合
- (2) 第3条に掲げる駅間以外の区間を乗車した場合（第13条第1項又は第15条第5項の規定に基づき処理する場合を除く。）
- (3) タッチ決済リーダー等による乗車処理を行わずに乗車した場合（第13条第1項又は第15条第5項の規定に基づき処理する場合を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に反して乗車した場合  
(割増料金の収受)

第10条 前条各号のいずれかに該当する乗車をした乗客からは、条例第8条の規定に基づき、当該乗客が実際に乗車した区間（以下「実際乗車区間」という。）の普通料金及びその2倍に相当する額の割増料金（以下「割増料金」という。）を収受するものとする。ただし、乗客に特別の事由があり、かつ、当該乗客に悪意がないと福岡市交通局が認めるときは、この限りではない。

(乗車の制限又は停止)

第11条 乗客の運送の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、タッチ決済カード等による乗車に際して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車、使用可能乗客数、使用可能時間等の制限
- (2) 乗車の一時停止

2 前項に規定する措置を行う場合は、その旨を関係駅に掲示するものとする。

3 第1項に規定する措置を行うことにより第三者に生じる損害について、福岡市交通局はその責を負わない。

(同一駅での出場)

第12条 タッチ決済カード等による乗車に際して、乗車処理を行った駅と同じ駅で降車処理を行おうとする者がいたときは、福岡市高速鉄道ICカード乗車取扱規程（平

成21年福岡市交通事業管理規程第3号)第29条各項の規定を準用する。

(対象外駅での出場時の取扱い)

第13条 タッチ決済カード等により乗車処理を行い、かつ、第3条に掲げる駅以外の駅で降車しようとする場合、乗客から申し出のあった乗車区間に応じて、大人普通料金を収受するものとする。

2 前項の場合において、駅務員は、大人普通料金の収受と引き換えに、乗客に対して連絡票を渡さなければならない。

3 乗客は、前項の規定に基づき受け取った連絡票及び降車処理が未了のタッチ決済カード等を、第3条に掲げる駅に提出することにより、発駅情報の消去処理を依頼しなければならない。

(降車処理未了時の取扱い)

第14条 降車処理がなされていないタッチ決済カード等を用いて乗車処理を行おうとした乗客がいた場合、当該タッチ決済カード等に記録された乗車駅から福岡市高速鉄道連絡運輸規程(昭和58年福岡市交通事業管理規程第5号)別表第1で規定する接続駅を姪浜とした場合の連絡運輸区域における最遠区間の片道大人普通料金及び第10条に規定する割増料金を収受するとともに、当該タッチ決済カード等に記録された発駅情報の消去処理を行う。ただし、乗客に特別の事由があり、かつ、当該乗客に悪意がないと福岡市交通局が認めるときは、乗客から申し出のあった乗車区間に応じた大人普通料金を収受し、発駅情報の消去処理を行うことができる。

(運行不能時の取扱い)

第15条 タッチ決済カード等による乗車に際して、乗車処理後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

(1) 無料送還

(2) 乗車中止

2 前項第1号の取扱いを選択した乗客については、乗車処理を行った駅まで無料送還する。この場合において、乗車区間の料金は収受せず、当該タッチ決済カード等の発駅情報の消去処理を行う。

3 前項の規定にかかわらず、乗客が無料送還中の途中駅での下車を希望する場合、当該途中駅が第3条に掲げる駅であるときに限り、下車を認めるものとする。この場合において、発駅から下車駅までの料金相当額を途中駅においてタッチ決済カード等から収受する。

4 第1項第2号の取扱いを選択した乗客については、発駅から乗車中止駅までの料金相当額を乗車中止駅においてタッチ決済カード等から収受する。

5 前項の規定に関わらず、乗車中止駅が第3条に掲げる駅以外の駅である場合、前条各項の規定を準用する。

(要綱への同意)

第16条 乗客は、タッチ決済カード等により乗車処理を行ったときに、この要綱に定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(利用履歴の確認)

第17条 乗客は、管理サーバと接続するWebサイト等において、タッチ決済カード等による乗車日、利用区間、乗車料金等を確認することができる。

2 前項の確認は、当該Webサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(規定外の事項等)

第18条 この要綱に定めのない事項については、その他の関連する規程等の規定によるものとする。

(免責事項)

第19条 この要綱に定めのない、タッチ決済カード等を使用したサービス（福岡市交通局が提供するものを除く。）に関して生じた乗客の損害等については、福岡市交通局はその責めを負わない。

附 則（令和4年5月18日管理者達第7号）

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。